

4

まちづくり政策

東京の総人口は、この6月に13,277,001人となっており、日本の政治・経済の中心として発展を続けています。日本全体では出生数の減少により、2005年に総人口が減少しました。東京の人口は当面、他県からの転入者数が転出者数を上回る「社会増」が、死亡数が出生数を上回る「自然減」よりも大きい状態が続くため、2015年までは人口が増加する見込みとなっています。

このような中で、全体的な活力は維持されるものの、少子高齢化は確実に進行し、団魂の世代が高齢期を迎え、2015年には約300万人もの高齢者が東京で生活することになります。しかし、この世代は様々な社会経験を積み、知恵とバイタリティにあふれ、社会を活性化させる層として期待できます。今後は特に子育てをしやすい環境の整備や高齢者の多様な分野での社会参加の促進や人材育成などへの対応が更に重要になっていきます。高齢化社会の進展に伴う社会保障基盤の変化や、急速な産業構造の転換、就労形態や居住形態の変化、多様なライフスタイル、地球環境問題の深刻化など、東京にかかわる様々な変化が都市生活・都市活動にも大きな影響を与えてきています。

私たちは、東京で安心して住み続けられるまちづくりを目指し、住宅、交通、環境、防災・防犯、治安に関する課題への取り組みや、情報通信・サービス社会への対応、魅力ある観光都市を目指した観光基盤や港湾・空港の整備・充実などの取り組みを着実に進めていくことが必要です。東京都は「2020年の東京」へのアクションプログラム2013を策定しました。これは、「2020年の東京」で描く都市像の確実な実現をはかるため、真に実効性のある取り組みを重点的に推進するプランであり、計画期間を2013年度から2015年度までの3か年とし、3年後の到達目標、事業費総額及び年次計画を明示しています。今後のあらゆる状況の変化に対応できる東京の都市づくり・まちづくりを、住民の創意と合意のもとで、進めていかなければなりません。

また、東日本大震災から2年4か月が経過しましたが、その経験を教訓に東京を災害に強い都市とするために、現状の災害対応施策の確認と更なる補強が必要であるとともに、「東京都帰宅困難者対策条例」の徹底をはかることが重要になります。さらに、都民の都政への要望施策で最も多い「防災対策」について、地域の自主的防災機能を強化すること。そして防犯や子供の安全確保については、犯罪の未然防止を目的とした地域・自治体やNPOなどとの連携防犯ネットワークの構築を強く進め、安全で快適に住み続けられる防災・防犯都市づくりにも力を入れていく必要があります。

まちづくり政策

4

まちづくり政策

1. 広い視野での都市計画とまちづくりを推進すること

- (1) 首都圏問題に関する広域連携施策の推進については、九都県市首脳会議や実務レベルでの協議を重ねながら推進をはかること。現在連携実施している課題以外の広域対策が必要な重要課題についても、九都県市首脳会議機能部会や首都圏都市づくり研究会で検討を進めること。
- (2) 地方行政への市民参加の促進と市民自らが公共サービスを生み出すために、地域課題の把握から、事業提案、評価までの一連のプロセスにおいて、市民・NPO と協力した対等なパートナーシップを構築し、成果及び施行体制評価について公表する。
- (3) 市民参加の担い手への支援として、その中心的な存在となる NPO 等に対して、以下の支援を積極的に行うこと。
 - ① 「東京都における社会貢献活動団体との協働～協働の推進指針」、「社会貢献活動団体との協働マニュアル」に基づき、長いスパンで協働事業の更なる推進をはかる。
 - ② NPO や市民活動への支援について、「東京ボランティア・市民活動センター」との連携を通じ一層強化する。
- (4) 都市計画やまちづくりについては、住民参加型を基本とし、地域住民の理解と合意のもとに推進すること。
- (5) 都市部における中心市街地の整備を進め、大型集客施設・業務用ビル・公共施設等を集約し、都市緑化やエネルギーの共同利用等を促進すると共に、公共交通機関の整備・再生をはかり、低炭素・循環型システムの構築を進めるため、都市機能の集約化を促進する市街地の活性化とあわせてコンパクトシティづくりを推進すること。
- (6) 都内の各自治体において、中心市街地活性化基本計画が策定出来るよう、区市町村と連携したまちづくり計画を検討すること。
- (7) 高齢者や障がい者を含む、すべての生活者が快適に暮らすことができるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進すること。
- (8) 行政、教育、医療、介護、生活物資調達などの機能を集約し一体的に利用できるよう、総合交通体系を組み込んだ効率的なコンパクトなまちづくり計画を推進すること。
- (9) スマートショッピングを実現する店舗クラウドソリューションの実現に向けて一人暮らしの高齢者、働く女性の快適生活の一助として店舗と配送、クラウドサービスで結び、Web チラシや販売促進サービスを活用してデリバリーサービスから決済までをソリューションして多彩なデバイスを通じたセールス拡大支援をはかること。

2. 安心して暮らせる住宅整備を推進すること

- (1) 公的賃貸住宅を社会的公共財として位置づけ、既存物件の整備・活用と新規物件の建設・供給により、不足しがちな家族向け、高齢者・障がい者等が真に安心して暮らし続けられる福祉施策との連携を図った住宅など、公的住宅政策を拡充すること。
- (2) 安心して暮らせる住宅政策の一環として防犯性の高い住まいづくりの推進、住宅性能表示制度の更なる普及をはかると共に、防犯対策用機能装備の普及促進のため補助・支援を検討すること。

- (3) 「住生活基本計画」の施策の推進にあたっては、都と区市町村の連携強化を進めるほか、広く多様な市民の意見が反映される体制を整備すること。
- (4) 誰もが安全・安心で快適に住み続けることのできる賃貸住宅を整備すると共に、住宅セーフティネットの構築を促進すること。
- ① 「住居の権利」を基本的人権として位置づけ、低所得者や高齢者、障がい者、子育て世代等、特に配慮が必要な世代への公的賃貸住宅の提供を推進する。また、民間の優良賃貸住宅に対する支援を強化する。
 - ② 公営住宅の入居資格を持つすべての低所得者・住宅困窮者が入居できるよう、入居者の公平性・効率性を担保した制度の見直しを推進する。
 - ③ 子育て世帯向けの民間賃貸住宅の供給が不足がちであることから、現行の特定優良賃貸住宅制度を拡充し、子育て世帯に対する民間住宅の供給を増大する。
 - ④ ユニバーサルデザインに基づいた、誰もが安全・安心・快適に暮らすことができる、賃貸住宅への改修・建て替えを促進する。
 - ⑤ 公的賃貸住宅の建て替え、設備充実（利用者の要求に合致した住宅設備への改善や居住水準への誘導等）、バリアフリー化（エレベーター・手摺り設置等）、防犯対策等に対して経費補助を実施し、事業期間の短縮を推進する。また、民間賃貸住宅に対しても、その入居者の状況等、一定の要件のもと、経費補助を実施する。
 - ⑥ 都営住宅の建て替えにより創出した用地を活用するなどして、民間事業者による子育て世帯向け住宅の供給増を促進する。
 - ⑦ 公営住宅の空き住戸や、民間の遊休アパートを借り上げるなどして、失業者に安価に転貸するような仕組みを整備する。
- (5) 環境に配慮した安全で良質な住宅・設備を適切価格で取得・改修できる住宅政策を推進すること。
- ① 住宅に係わるトータルコストを抑え、資源消費や産業廃棄物の発生を抑制するため、長期優良住宅の普及を促進する。
 - ② 環境・耐震・ユニバーサルデザインに適応した住宅の建築への転換をはかる。
 - ③ 家庭の二酸化炭素排出量を削減すべく、既存住宅の省エネリフォームへの支援強化や、新築住宅に対する一定の省エネ基準確保の義務化により、省エネ住宅の普及をはかる。
 - ④ 地球温暖化防止や環境に優しい住宅建設のため、間伐材の利用等、自然建材の採用を推進する。
 - ⑤ 住宅への新エネルギー・省エネルギー導入に関する技術開発を推進すると共に、その普及に向けた補助事業の継続等、支援体制を強化する。
 - ⑥ シックハウス対策に関して、原因物質（ホルムアルデヒド等）以外の代替物質も含めて総量規定を導入する等、指針策定を促進する。また、建築資材等に含まれる有害物質に関して、事業者への意識啓発、居住者への情報提供を推進する。
- (6) 東京都民が住宅、店舗等のリフォーム工事を行い、地元建設業者が施工する場合に、施主に工事費の一定額・率を助成する住宅リフォーム助成制度を全都で創設すること。
- (7) 戸建て住宅の耐震改修助成制度について、住宅全体の耐震改修だけにとどまらず、部分的な耐震改修等、耐震強度評点1に満たない工事についても、「住民の生命を守る」ことを最優先に助成が受けられるようにし、助成率や助成限度額は住宅所有者の負担が少なくなるように耐震助

成制度を改善すること。

- (8) 高齢化社会への対応として、サービス付き高齢者向け住宅の活用や、高齢者が築いてきた地域や身近なコミュニティを維持し、安心して住み続けられ、孤独死や孤立死などがおきかないような仕組みづくりを推進すること。
- (9) 長期にわたり、適正な管理がされないまま放置されている「空き家」が東京都でも多く見受けられる。この状況は、防災や防犯、火災予防上、更には環境の保全や景観の面からも大きな問題であり、今後も高齢化していく中で更に増加するものと予想される。首都直下型地震や立川断層地震なども近い将来必ず起こるとされており、緊急時の対処も含め、都民が安全で安心して暮らせるよう、東京都として、区市町村と連携して、以下の対策を進めること。
 - ① 空き家等の所有者や管理者は、当該空き家等が管理不全な場合は、都として適正な管理を求めるための指導、助言、勧告を規定する。
 - ② 土地を売却するには、更地にする必要があることから、規準を設け解体時に「解体費用助成金」を支給する。
 - ③ 空き家の撤去が進まない背景には、更地にすると固定資産税の調整制度を利用しても、都内では概ね4～5倍に上がることから、税制優遇制度を設ける。
 - ④ 空き家を東京都が借り上げ、立地条件や規模等によっても異なるが、待機児童解消のための少人数保育園や高齢者等の共同住宅への有効な利活用を促進する。

3. 都市交通問題解決に向けて対策を強化すること

- (1) 道路や公共交通施設整備においては、ユニバーサルデザインに基づき、すべての利用者が円滑に移動・乗り換えができる整備を促進すること。
- (2) 快適通勤と安全性確保のため、東京都は、鉄道事業者はじめ関係方面へ働きかけること。
 - ① 鉄道・地下鉄駅における転落事故防止のための対策を強化する。転落防止用ホームゲートやプラットホーム・スクリーンドアの整備・普及を更に進める。
 - ② 首都圏地下鉄における危機管理体制の強化に努めると共に、防災訓練の実施・情報伝達の徹底を喫緊の課題として取り組みを進める。
 - ③ 鉄道駅構内・車内でのトラブル防止に向けた啓発活動はもとより、警視庁が主体となって、要員の配置やパトロールの実施など、対策を一層強化する。
- (3) 都区部を中心とした通勤混雑緩和に向け、時差通勤、フレックスタイムによるオフピーク通勤を推進すること。
- (4) 「TDM（交通需要マネジメント）東京行動プラン」および「自動車使用に関する東京ルール」については、モデルプランでの成功例は積極的に全都レベルでの導入を進めながら、引き続き都民、昼間都民、事業者への周知と理解をはかりながら取り組むこと。
- (5) 深刻な幹線道路渋滞を解消するために、東京都と警視庁及び国道事務所による「ハイパースムーズ作戦」の拡大、および渋滞対策関連の各プランの推進による、調和のとれた交通基盤の整備を行うこと。
- (6) 幹線道路の整備を進め、繁華街や住宅地区内の生活道路に流入する通過交通を排除して、歩行者の安全性の向上をはかること。また、連続立体交差事業を推進することにより、踏み切りによる交通渋滞の緩和をはかること。
- (7) 物流円滑化による産業活性化、渋滞緩和によるCO₂削減や震災時の交通網確保等のため、3環

状道路（圏央道・外環道・中央環状線）の早期完成、南北道路等の交通インフラ整備が推進されるよう取り組むと共に、国土交通省にそのための働きかけを行うこと。

- (8) 混雑する駅周辺の商業施設への駐車場待ち車両が交通渋滞の要因となり、公共交通機関に及ぼす影響は多大なものになっている。警察などとも連携をはかり、このような場所の交通渋滞解消に向けた適切な対応を促進すること。
- (9) 東京都発行のシルバーパスは、利用者の負担額は同一であるのに対して、利用範囲はバスと都営地下鉄となっており、地域不公平が生じている。コミュニティバスや多摩都市モノレール等への、サービスの利用範囲の拡大や利用料の段階化等をはかること。
- (10) 交通安全確保のため、カーブミラーの曇り止め対策を行うこと。
- (11) 道路の破損状況を一般住民から連絡を受けるシステムを構築し、危険道路の改善をはかること。

4. ひと・環境にやさしいまちづくりを推進すること

- (1) 東京のまちづくりにおいては、「2020年の東京への実行プログラム2013」の計画に基づき、着実に進めること。また、「建築物環境計画書制度」「エネルギー有効利用計画書制度」にて具体的施策の実施を行うこと。
- (2) 環境負荷が小さく、経済効果が高いコンパクトシティづくりを推進し、すべての生活者が快適に暮らすことができるユニバーサルデザイン化を一層推進すること。
- (3) 身体障がい者補助犬法に基づき、介助犬・聴導犬・盲導犬の社会的地位と、使用者の社会活動を保障するための施策を推進すること。
- (4) まちなみ環境保全など景観を守るため、「東京景観条例」や「東京景観計画」に基づき、美しくおおいのある東京の景観づくりを着実に進めること。
- (5) 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨をふまえ、既存の交通関係施設におけるエスカレーター、エレベーターなどの整備・保守点検については、財政支援措置の拡充等、バリアフリー化を進めやすい環境整備を行うこと。
- (6) 交通ターミナルの改善を進め、バス、タクシー乗り場の確保、情報端末などを通じた乗り換え情報の提供の充実、案内板の多国語表示の推進、シームレス（乗り継ぎの利便性向上）化を推進すること。
- (7) ノンステップバス、リフト付タクシーの導入促進策と障がい者・高齢者にやさしい交通サービス事業を組み合わせた効果的な環境整備を行うこと。特に高齢者や、障がい者とその介助者を対象に、福祉目的の割引制度拡充について、更に各交通機関に働きかけること。
- (8) 高齢者・子どもの交通安全対策を進めるため、自動車ドライバーおよび子ども、高齢者への安全教育を徹底すると共に、老人福祉施設などの周辺にシルバー用押しボタンや注意標識を重点的に設置するなど、交通安全を喚起する工夫を行うこと。
- (9) 自転車は車道が原則で歩道は例外とするなどの「自転車安全利用五則」や、自転車が歩道を通行できる条件などを定めた「自転車の通行ルール」及び、2011年10月に警視庁から出された「自転車は車道」の通達内容について、自転車安全利用 TOKYO キャンペーン時に合わせるなどして、都内全域で一斉に現場指導も含めて、周知・徹底をはかること。
- (10) 自転車専用レーンの設置など、自転車走行空間の整備・拡充にあたっては、交通運輸車両の駐車スペースを設備するなど、安全対策を講じた上で実施すること。
- (11) 自転車の「左折時の車道への急な飛び出し」「信号無視」「走行中の携帯電話使用」「走行中のイ

ヤフォン・ヘッドフォン着用」「夜間走行時の無灯火」「歩道走行時の危険運転」「車道の右側通行」など、危険走行は全く減っていない。自転車交通秩序への整序化に向け、自転車運転者に対する交通ルールの徹底した指導と、違反者への取締りを行うこと。

- (12) 都内の「荷さばき車両スペース」を一層充実させること。また、自転車レーンの設置の際に、荷さばきへの影響を最小限にとどめるよう必要な対策を講じること。
- (13) 歩行者と車の事故を無くすべく、安全な歩道を確保するための整備を推進すること。また、特定されている渋滞箇所に対し計画的に対策を実行するなど、人も車も安全に通行できる道路の整備と、渋滞問題をかかえている道路の緩和対策を推進すること。
- (14) 自転車走行レーンについて、現状では路側帯に沿って敷設されている自転車走行レーンが交差点では一旦横断歩道に沿って敷設されている。このため自動車運転者は前方を走行している自転車が交差する道路を左折するような錯覚を誘発し、右左折する自動車との巻き込み・衝突事故が多発している。事故を未然に防ぐため、交差点内の自転車走行レーンを交差点両側の路側帯と直線的に繋ぐよう改善すること。
- (15) 渋滞の緩和と巻き込み事故防止のため、歩車分離式信号機を設置すること。
- (16) 個人・法人向け物流の円滑な遂行のため、交通管理者と連携し、貨物専用パーキングの設置・増設、駐車禁止区間の時間帯による規制緩和等、路上荷さばきスペースの拡大を推進すること。
- (17) 東京都東部地域は、南北方向の移動手段が脆弱であり、複数区にまたがる広域の問題となっている。交通弱者の移動を円滑に出来るようにするため、東京都と当該区が連携し、バスをはじめとする交通網の整備を行うこと。
- (18) バス、地下鉄など、都民の暮らしを支える公共交通網を堅持すること。
- (19) タクシーの役割を公共交通政策の中に正しく位置づけること。
- (20) 公共交通の廃止などに伴い、生活用品の購入に困難が生じている「買い物難民」対策について区市町村や関係事業者と協働して行うこと。
- (21) 道路交通騒音の低減、雨天時のハイドロプレーニング現象の抑制や水はね防止といった優れた機能を有している排水性舗装施工をする場合は、施工時間の短縮や経済性で優位な一層施工に着目し、排水性混合物に遮水機能を付与することにより耐久性の向上をはかりつつ、従来の排水性舗装の機能を維持する遮水型排水性舗装を検討すること。
- (22) 街路の整備、維持管理に伴う舗装工事において、アスファルト混合物の製造温度を低減できる改質アスファルト（エコバインダー）等の素材を用いることによって、製造時の燃料消費量を削減、二酸化炭素の排出量を低減させることを推進すること。

5. 安全で快適に住み続けられる防災・防犯都市づくりを推進すること

- (1) 「2020年の東京」へのアクションプログラム2013の3か年の重点事業としている「自助・共助の力を最大限に活かし、被害の最小限化と都市機能の早期回復を目指す」の施策である、新たな地域防災計画に基づく総合的な対策の推進、東京防災隣組や防災教育の普及による地域防災力の向上、帰宅困難者対策条例に基づく対策の着実な推進、非常用電源等を整備し・増強し、ライフライン施設等の機能確保などについては、都民や企業等の意見を十分に反映し、理解と協力を得る中で確実に到達に向けて進めること。
- (2) 九都県市首脳会議等での協議をもとに、広域防災の連携策強化をはかること。
 - ① 首都圏における大規模被災を想定し、避難・救護活動および復旧活動に必要な資機材・救援

- 物資の受け入れ・輸送・中継などについて、各自治体・団体とのネットワーク体制を構築すると共に合同訓練を行う。
- ② 災害時の帰宅困難者対策として、広域協力関係をはかり、組織的な情報提供・安否確認のシステムづくりと帰宅経路確保のための対策を早急に進める。また、勤務中の被災を想定した企業・住民合同の防災訓練を実施する。
 - ③ 東日本大震災を経た中で、「震度7」への備え・対応を再検証し、改めるべき施策は早急に補強・拡充する。
- (3) 東京消防庁等を中心に、以下の指導を継続して行うこと。
- ① 区市町村がコーディネーター役となった、企業、NPO、市民（自治会等）の防災ネットワークを形成する。
 - ② 上記ネットワークによる「防災まちづくり計画」の策定や企業・NPOとの防災協定の締結、およびそれらに基づいた被災時に対応する物資・マンパワーの確保や、的確な被災時シミュレーション等の現実性ある予行演習を実施する。
- (4) 災害発生時に、いち早く復旧・復興活動に着手するための自治体、住民、企業等の役割分担を明確化した総合的な地域防災対策を強化すること。
- ① 自主防災を重視し、災害時の心構えや身近な防災対策の学習、避難訓練などを通して、地域の防災意識の啓発に努め、地域での連絡・連携体制の整備について指導を進める。
 - ② 地域消防団の充実、人材確保等について区市町村への支援を講じる。
 - ③ 学校を地域防災拠点として整備し、発災初期の自活機能強化のための区市町村への支援を徹底・充実させること。日常的な地域活動の拠点として学校の開放を進め、地域の住民・企業などとの連携強化に努める。
 - ④ 大規模自然災害時に地域での被害を最小限に抑えるため、地域内企業・事業所の防災機能の充実と被災直後の医療品・食料等の確保と活用体制の整備にむけて、予算の確保と対策実施企業への助成を行う。
 - ⑤ 都内在勤者が、都、区市町村の指示のもと、「災害協力隊」として、復旧に貢献出来る体制構築を平時から検討する。
- (5) 防災体制の強化については、インターネット、携帯電話、デジタル放送などを活用した地域の安心・安全に関する情報共有のシステムやネットワーク構築を推進すること。
- (6) 災害医療体制について、計画的に整備を行うこと。地域や企業と連携し、災害時医療訓練を定期的に行うこと。
- (7) 近年各地で頻発するゲリラ豪雨や河川氾濫、地震等による堤防決壊等の水害対策、台風・竜巻・ビル風・振動等の強風被害対策について、発生被害想定の見直しとともに、国や市区町村と連携して各種対策を強化すること。
- (8) 河川氾濫対策については、市区町村と連携し、洪水河川毎に避難等対策組織を設置し、ハザードマップの作成・周知とともに、移動制約のある人を含めた在住・在勤者との実践的訓練を定期的実施すること。
- (9) 区市町村が取り組む民間住宅耐震化推進施策を支援し、2015年度までの耐震化率目標90%を達成すること。
- (10) 震災時の飲料水を確保するため、避難場所に設定されている学校等に飲料水貯留設備等の設置を行うこと。また、区市町村において同様の設備の設置が進むよう助成を行うこと。

- (11) 区市町村の防災対策について、医療機関、事業者、労働団体、社会団体、士業等の多様な主体が参画・協働し、以下の取り組みが推進されるよう各種支援・助成等を行うこと。
- ① 防災会議及び地域連携連絡会を設置する。
 - ② 会議や連絡会議への女性委員の参画と拡大を推進する。
 - ③ 防災計画及び理解しやすいマニュアルを策定する。
 - ④ 緊急避難所・物資の確保に係わる災害時協定の締結拡充及び協定外協力関係の構築をはかる。
 - ⑤ 災害弱者を含む実質的な訓練を実施する。
- (12) 他県からの通勤者等を含む帰宅困難者への対策強化に向け、企業への協力要請・助言や区市町村に対する支援を行うこと。
- ① 勤務時ハザードマップ、近隣県をも含めた徒歩帰宅マップ、避難・復興マニュアル等の広報物を作成し、在住者や、事業所勤務者に配布して周知をはかる。
 - ② 企業が行う帰宅困難者対策への支援・協力については、経営者団体等を通じて全事業所への周知を行う。
 - ③ 都が各区市町村の徒歩帰宅者通過流動数の把握を行う。
- (13) 「震災復興マニュアル」に沿った迅速な復興対策が推進されるよう、受け皿となる地域への周知およびネットワークづくり、ならびに日常からの地域コミュニティづくりを進めること。
- (14) 大型自然災害の被災者が住宅を再建するための「東京都被災者住宅再建共済制度(仮称)」を創設すること。
- (15) 災害に強いまちづくりを推進するため、「改正耐震改修促進法」(2006年)において、2015年までに建築物の耐震化率を引き上げると共に首都圏直下型地震に備え、「震度7」を想定した耐震改修促進計画に改めること。
- (16) 安定した情報通信インフラの整備に向け、災害に強い衛星携帯電話などの常時配備や、全国瞬時警報システム(J-Alert)の整備を求めると共に、災害時の臨時的な通信手段の確保に向けた支援や、通信設備復旧(基地局の設置や管路の敷設など)に係わる、行政手続きの簡素化及び迅速化を進めること。
- (17) 東京都区内の国道で整備を進めている、情報通信回線、上下水道管、ガス管、電線等を一緒に埋設する共同溝について、交通安全、都市景観の保全、災害拡大の防止、避難の迅速性の確保等の観点から、更に整備を推進すること。
- (18) 近い将来の発生が懸念される首都直下型地震に備え、ICT並びにデータセンターを効果的に活用し、住民情報などの各種データの保管や、バックアップ等に関わる対策の実施と強化をはかり、災害時においても都民向けの公共サービスの提供が、継続実施可能な環境を引き続き整備すること。
- (19) 災害時の臨時的な通信手段の確保に向けた支援を引き続き実施するとともに、通信設備復旧(基地局の設置や管路の敷設など)に係わる、行政手続きの簡素化及び迅速化を進めること。
- (20) 大規模災害発生後の都民の生活再建支援サービスを、迅速に実施するため、東日本大震災で被災した自治体に導入されている「生活再建支援システム」の都内自治体における導入促進をはかること。
- (21) 高度安全機能付機器(住宅用火災警報器や全口安全センサー付きガスコンロ)の普及促進等、住宅火災の撲滅に向けた具体的取り組みを継続して行うこと。
- (22) マンション・ショッピングセンター・ホテルなど、地震時や停電時などエレベーター停止によ

る閉じ込め事故を極小化するための対策を講ずることにより、縦の移動手段であるエレベーターの安全・安心確保に努めること。

- (23) 地域防災機能を強化するため、自然環境保護との両立を基本に、流域における森林・農地・河川等を一体とした治水対策を実施すること。
- (24) 犯罪の増加・凶悪化の抑制に向け、以下を重点として防犯体制の強化に努めること。
- ① 犯罪の未然防止を目的とした自治体やNPOとの連携防犯ネットワークを強化する。
 - ② 空き交番対策として、警察OBなどを活用した交番相談員を常駐させる。
 - ③ 子どもの安全を守る取り組みとして警視庁による各種対策や、区市町村が実施する小学校、PTA、自治会等が連携した自主防犯活動があるが、それらを補完する目的から、民間企業や労働組合による自主的な活動の支援を強化する。
- (25) 犯罪から子どもを守るため、地域や学校で以下の対策を強化すること。
- ① 小学校への不法侵入者防止対策を万全なものとする。
 - ② 通学路を含む小学校安全体制を整備するため、保護者と地域住民等との協働による対策を実施する。
 - ③ 警察が学校、保護者、地域住民等と連携して、不審者情報共有化のためのネットワークを構築する。
- (26) 防犯上の観点から、街灯未設置地域を調査し、早急に設置すること。
- (27) 深夜の大声や騒音、違法車両による騒音、迷惑車両に対する警備・取り締まりを強化し、防犯都市づくりに向けて、早急に取り組みを推進すること。
- (28) 地震による倒壊防止として耐震住宅への補助や避難地整備と周知の徹底、避難地の備蓄品の確保をするなど、大震災に備えた緊急時の整備と安心して暮らせる住宅整備の推進をすること。
- (29) 都会ほど住民間の繋がりが薄れている現状であるが、各自治会行事や施設等への補助等の検討を進め、近隣地域住民間のコミュニケーションづくりの場の提供をすること。
- (30) 「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」内容を以下の点も含め、これまで以上に都民に周知・広報すること。
- ① 郵便・宅配便配達時や、ガス・電力メーター検針時などに犬に咬まれる事件が発生していることに鑑み、第29条の徹底について、行政として積極的に取り組む。
 - ② 動物病院（獣医師）やペットショップ、トリミングやドッグカフェなどの犬の飼い主が集まる場所等に対しても周知に関する協力を要請する。
 - ③ 狂犬病予防接種率向上に向けた新たな施策を検討する。

6. 暮らしやすいICT（情報通信技術）社会を実現すること

- (1) 東京都で行っている中小企業経営への相談窓口や、中小企業のIT化への対応について、引き続き、支援の継続・充実を行うこと。
- (2) ICT活用の普及に伴い、ネットワーク上での誹謗中傷やプライベートの侵害等、インターネットや携帯サイト等における、人権侵害の防止に向けて、引き続き、都民の理解を深めると共に、適正利用の啓発活動を推進すること。
- (3) 小笠原村等の島嶼部における、本土との情報格差の是正・島内における情報格差解消等に向け、引き続き、情報リテラシー向上のための支援や、パソコン講習会等の充実をはかること。
- (4) 今後の情報通信社会への対応のためには、産業・企業、行政、大学・研究機関、労働界の産官

- 学労の連携による ICT 人材の育成が不可欠であり、東京都が総合的なコーディネート機能を発揮し、引き続き、連携の強化と支援の充実をはかると共に、国に対しても要請すること。
- (5) ICT を活用した高齢者支援の一環として、独居高齢者や高齢者のみ世帯等に対し「見守りシステム」の構築や日常生活を支援する仕組みづくりを進めること。
 - (6) 電子政府や医療分野等での ICT の活用には、個人情報の保護など、安心して利用できる環境の整備が必要である。各種サービスを提供する政府や事業者に対し、これらの情報への不正アクセスの十分な対応をはじめ、更なるセキュリティの強化に向けた対応を求めること。
 - (7) 中小事業所における情報通信技術活用を推進するため、高速インターネット環境の整備が困難な、老朽ビルにおける ICT 利用拡大につながるよう、老朽ビルの建て替えを促進する等、東京都における条例の整備を推進すること。
 - (8) ICT 活用の普及に伴い、特定組織を狙ったサイバー攻撃が相次いで発生しており、機密情報の窃取や漏えい等の危険が増大するとともに、その手段も年々巧妙化している。それへの対応として、セキュリティ強化サイクルを確立するとともに、万が一の不正侵入・情報漏えいがあった場合の、被害拡大を防ぐための対策を実施すること。
 - (9) 商店街及び商業施設の魅力向上による商業の活性化、及び大規模災害時の情報インフラ対策として、商店街及び商業施設における Wi-Fi 等、情報通信技術の活用を推進すること。

7. 観光政策、観光基盤や港湾・空港の整備と充実をはかること

- (1) 旅行者の期待に応え、信頼を獲得し続ける強いブランド力を築き、世界の旅行者に喜ばれる「観光ブランド都市・東京」を実現するために、旅行者の安全・安心の確保、輸送と宿泊を含む関連施設の整備、主要ターミナル等の危機管理体制の確立を更に進めること。
- (2) 観光関連産業は裾野が広く、旅行業、宿泊業、運輸業、飲食業、イベント産業、警備業、会議施設など、他業種への生産波及効果も都内で約 10 兆円に及ぶ。今年度策定した「観光産業振興プラン」を着実に促進し、5年後の都内への年間旅行者数 5.1 億人（外国人旅行者数 1 千万人含む）を実現すること。プランの重点課題の他、以下の点についても課題とすること。
 - ① 都の観光産業振興プランを関係業界団体、関係業界労働組合はじめ都民などに広く周知する活動を展開し、観光政策の重要性の認識と協力・連携体制を強化する。
 - ② 東京の観光推進を行うにあたり、隣接首都圏各自治体との協力関係を一層強化し、周辺県観光施設との連携・タイアップを強化する。
 - ③ 国内外の旅行者の満足度を高めるため、関係施設で働く者の「おもてなしの心」育成強化に都として積極的な取り組みを行うこと。
- (3) インバウンド強化のための施策を強化すること。
 - ① 東日本大震災以降、原発事故・放射線をさまざまに積極的に開示しているが、都が安全・安心に向け情報の一元化し、当面の間、継続発信する。
 - ② 登録観光ボランティアを観光客の多い地域の観光案内所などに配置し、活動内容を HP や刊行物上で紹介するなど一層の普及に努める。また、誰でも参加可能なボランティアガイド講習を主催するなどして、人材活用・育成への助成策を講じること。
 - ③ 英語ガイドの他、中国語・韓国語のガイド養成や在日外国人ガイド登用に取り組む。
 - ④ 旅行者の利便性向上に向け、民間委託も含めた「東京観光情報センター」や「観光案内窓口」の拡充および案内事業の充実をはかること。また、東京、新宿、池袋、渋谷、品川など主要

- ターミナルへの設置を行い、各種観光プログラム手配、コンサート、美術館、博物館、交通フリーパスなど割引販売を事業として行う。
- ⑤ 「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、公共交通機関・施設における案内標識、案内書などへの統一したピクトグラム（絵文字）を一層推進する。
 - ⑥ 都または都委託の SNS 観光情報サービスを運用開始し、観光、イベント、飲食店紹介などを多国語発信し、旅行者がモバイル端末で利用できるようにする。
 - ⑦ 長期滞在者にも使いやすい切符を外国人観光客向けに新設する。
 - ⑧ 世界的な和食ブーム、日本食ブームを背景にリピーターのプロモーションを行う。
 - ⑨ MICE 誘致がインバウンド強化に重要な課題となる中、提案書、会議運営など誘致ノウハウの専門知識やスキルを備えた人材育成をさらに強化する。
 - ⑩ 中国人観光客の多くが使用する「銀聯カード」をはじめ、訪日外国人がショッピングの際に商品を購入することが容易になるよう地域全体でのカード活用をめざしたインフラ整備を行う。
- (4) 羽田空港の利便性、交通アクセス、ユニバーサルデザイン、外国人旅行者受け入れ体制の充実などの観点から以下について、国や関係自治体・事業者に働きかけること。
- ① 案内表示は、ピクトグラムや見やすい文字、適切なコントラストの使用等を推進する。
 - ② ユニバーサルデザインタクシーなどの導人をはかる。
 - ③ 空港および空港アクセス部分においては、ユビキタス技術なども活用した多言語による情報提供を充実する。
 - ④ 早朝や深夜帯の利用者の大幅増に対応すべく、時間帯における空港アクセスの改善をはかる。
 - ⑤ 羽田空港国際化以降、浜松町の空港側改札が 22 時以降は 1 箇所のみ OPEN となり、利用者が集中し混雑している。海外からの到着便旅客を中心に利用客も多い為、都としても、海外に向けた国の玄関口となる羽田空港利用旅客の利便性向上の為、この改善について関係事業者に働き掛けを行う。
 - ⑥ 羽田空港早朝深夜帯の増便に合わせた宿泊および滞在施設の整備と首都圏各地とのアクセス充実を行い、2014 年度の国際線発着枠拡大に向けた準備を進める。
 - ⑦ 神奈川方面からの一般道を利用してのアクセス改善・空港エリアからの災害時の避難経路確保・航空関連事業の選択肢拡充の観点から、神奈川口構想の進展も含めた首都圏全方面からのアクセスの現状を点検し、羽田空港の利便性向上をはかる。
 - ⑧ 羽田空港へのアクセスで通過ポイントとなる各トンネルは、集中豪雨により冠水する確率が高く、羽田空港の災害への脆弱さを象徴するものとなっている。日本を代表する空港のイメージ改善に向けてトンネル内の排水設備の設置を進める。
- (5) 港湾施設の整備にあたっては、機能性・安全性・経済性はもとより、環境への影響や都民にとっての親しみやすさなどを十分考慮し、メガフロートなどの導入を検討すること。
- (6) 東京スカイツリー人気が高まる中、スカイツリー・浅草を中心とする東部地区観光と都が力を入れてきた「水辺」をセットした観光ルートの開発を行うこと。

8. 大震災に強い都市づくりを推進すること

- (1) 首都圏直下型地震の「震度 7」を想定した耐震・津波対策を強化すること。
 - ① 都内における公共施設について、建設後の年数、維持管理の状況、その費用、将来的な補修・

改良・更新の必要性、その計画と財政見通しなどに関して、区市町村に情報提供を求め、老朽化の進んでいるものの長寿命化対策、ストック活用型更新などを進める。

- ② 地震の被災時に特段の重要性を持つ水道管については、耐震化を急ぐと共に断水の際、本格的な復旧作業と並行し、避難所等に対して緊急・臨時的な配管が敷設できるよう日頃から準備を進める。
- ③ 地震の際には家具転倒による負傷率が高いが、今なお家具の転倒防止の重要性の認識は低く、家具の固定実施率も低い状況である。東京都としても、更に都民に普及啓発を呼び掛けると共に、効率的な取り付けが支援できる環境の整備を行う。
- ④ 津波対策に関しては、東日本大震災における津波の規模を踏まえた上で、海岸保全施設、監視体制の一層の拡充・強化に努めると共に、液状化対策も含め、町づくりそのものを大規模な津波に備えたものとする。

(2) 帰宅困難者の対策に万全を期すこと。

- ① ターミナル駅周辺では、多数の帰宅困難者等が集中し混乱する。駅周辺における混乱防止のための組織づくりと対応訓練を実施する。
- ② 震災時において駅ターミナルに滞留する旅客に対し、一時滞留場所の確保とすみやかに避難所の情報を提供できる方策を検討する。
- ③ 地震直後の一斉帰宅によって、歩道上が大混雑という状況が、都心部の道路を中心に発生する。「むやみに移動しない」という基本原則の周知・徹底をはかると共に、企業等における翌日帰宅や時差帰宅を要請するなど、一斉帰宅を抑制し、帰宅行動の分散化を促進する。
- ④ 歩道での分かりやすい地図や案内板等の設置を推進する。
- ⑤ 道路の混雑状況など、徒歩帰宅に必要な情報を様々な手段で収集し、徒歩帰宅者へ提供するシステムを構築する。
- ⑥ 翌日帰宅など道路混雑の緩和策によってトイレ需要の集中を抑制すると共に、災害用トイレの適切な配置計画を策定する。
- ⑦ 避難所に指定されていない市民会館や市民ホール等の公的施設の活用、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等とは途切れることなく、協定締結を行う。
- ⑧ 鉄道関係の交通機関が運行停止した場合、帰宅困難者を基点の駅まで送り届ける代替輸送の確保を事前に明確にすると共に、幹線道路を専用に使えるよう整備する。
- ⑨ 鉄道関係の交通機関が運行停止した場合、帰宅困難者を受け入れる施設を事前に駅や関係省庁に掲示する。

(3) 避難所・仮設住宅・住宅についての施策を講ずること。

- ① 区市町村ごとの避難所の耐震性を再確認し、耐震化を促進すると共に、避難者の発生数に対する耐震性も考慮した避難所の収容力の過不足を把握すること。既に指定されている公的施設で不足の場合は、民間施設の避難所への活用や区市町村が連携した避難体制を整備する。
- ② 近隣県の広域的な避難者の移送について、移動先や移送手段の確保など九都県市首脳会議などの場で、あらかじめ検討を進める。
- ③ 災害発生時には、膨大な被害及び被災者への対応が必要なため、行政と地域社会が共同で避難所を運営する体制を検討する。
- ④ 各避難所における食料・飲料水及び生活必需品、災害用トイレの備蓄等や、非常用電源の整備等を進める。

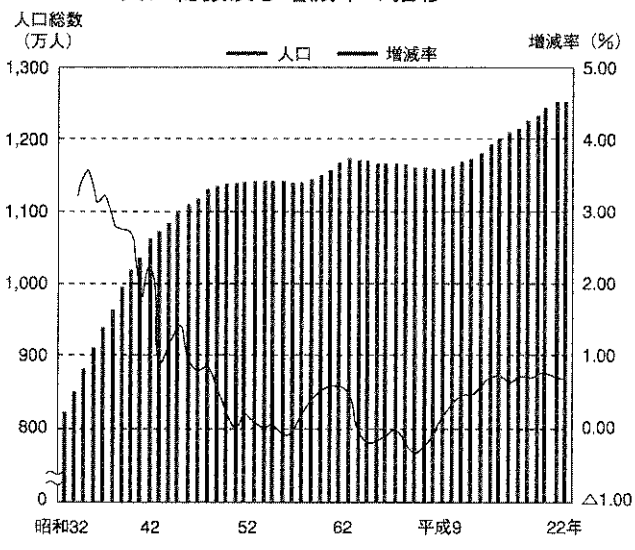
- ⑤ 避難所や仮設住宅について、いわゆる「災害弱者」が孤立しないよう世代・世帯構成等に配慮すること。また、子育て世帯、障がい者等が安心して避難生活を送れるよう専用スペースの確保やバリアフリー化とする。
 - ⑥ 被災時の応急住宅は不足している現状であり、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を迅速に実施し、自宅への早期復帰が促進できる条件整備をはかる。
 - ⑦ 災害時は、公的な空き家・空き室の有効活用をはかると共に、民間賃貸住宅の一時提供制度の周知と協力依頼を平時からしておく。また、応急住宅の広域的な確保ができるよう検討する。
 - ⑧ 災害救助法における応急仮設住宅の供給に関して、現在都が締結しているプレハブ建築協会だけでなく、今回福島県で木造応急仮設住宅供給を行った一般社団法人全国木造建設協議会とも締結するなど、幅広い対策を講じる。
- (4) 情報・通信関係を整備すること。
- ① 大規模災害発生時においても、迅速かつ的確に情報収集や連絡・被災状況の把握等への対応ができるよう、衛星携帯電話や災害対策用移動通信機器等を防災拠点に常備する。
 - ② 通信事業者等が共同溝などを活用して、通信ケーブル等の地下埋設化を支援する。
 - ③ 東日本大震災では、自治体における住民情報の流失等により、住民サービスが滞ったことから、災害時においても、都民向けの公共サービスを継続実施可能となるよう、ICT 並びにデータセンターを効果的に活用し、住民情報などの各種データの保管や、バックアップ等に係わる対策の実施と強化をはかる。
 - ④ J-Alert や防災無線など多様なメディアを通じた警報等の伝達が確実に行われるよう設置場所や人的体制なども含めた整備を行う。
- (5) 大震災に備えて、以下の対応策を進めること。
- ① 災害に備える取り組み、及び災害時の対応について、災害弱者、特に高齢者世帯やひとり住まいの高齢者を対象に、もれなく周知・徹底する。
 - ② 防災の取り組み等、あらゆる情報がホームページには掲載されているが、パソコン設置のない世帯などへの対応について、方策を講じる。
 - ③ 大規模震災等の発生時は、一般車両の通行を規制し、緊急車両の通行はもとより、公共交通機関による大量輸送を可能とする交通規制の体制を確立する。
 - ④ 災害時に燃料不足となった場合、公共交通および救援物資等の輸送機関への石油燃料の優先配給を行う方策を検討する。
 - ⑤ 行政として震災後の過度な自粛を止め、適正なレベルで人の流れを生み出すべく働き掛けを行う。また、風評被害による海外からの旅客需要の過度な低下に繋がらないよう、海外に向けても正確な情報をタイムリーに発信する等、国に働き掛ける。
 - ⑥ 救援物資輸送の指定車両はもちろんのこと、ライフラインとして必要不可欠な物流に関わる車両や、清掃事業など公共事業に関わる車両については、東京都として走行ルートや燃料補給を優先的に確保するシステムを構築すると共に、大規模災害の発生時は同システムを発動し、速やかに対応をはかる。
 - ⑦ 大規模災害発生時における交通渋滞緩和の観点から、各区・市において建物に対する駐車場付置義務条例が制定されているか総点検を行う。
 - ⑧ 首都圏の直下型地震、東海・東南海・南海地震などの発生を想定し、防災・減災機能につい

て点検、再構築を行う。

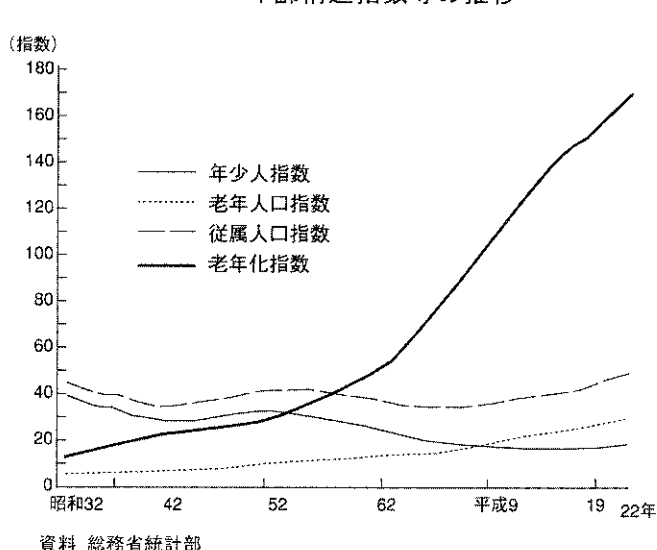
- ⑨ 地震・津波・火山噴火などの自然災害、パンデミック（感染症の世界的流行）、大規模停電、大規模システム障害、テロなど災害や事故の発生時における事業継続や事業復旧に関する企業等のリスクマネジメント（事業継続管理：BCM）の普及・促進を支援する。
- (6) 拠点における衛星携帯電話及び災害対策用移動通信機器等の常備を推進すること。
- (7) 被災者に対する的確な災害情報（道路・交通機関の混雑・危険状況、医療機関、避難場所、徒歩帰宅ルート）の提供手段（メール通信、音声、案内表示板、他）の整備・周知を徹底すること。

[まちづくり政策]

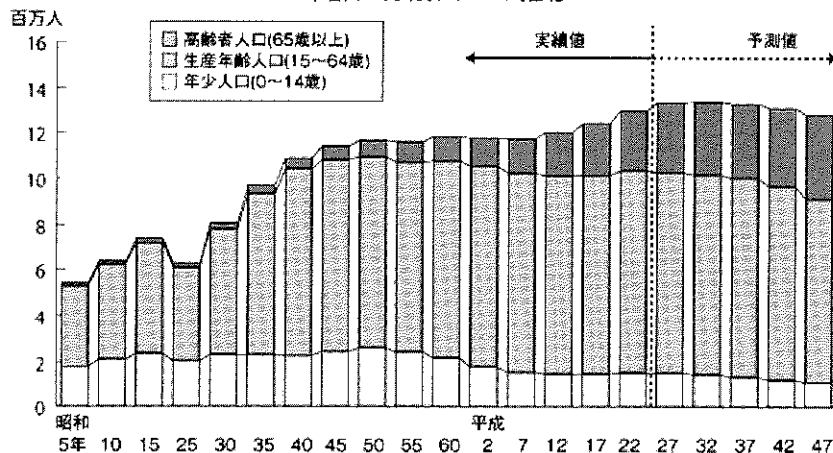
人口総数及び増減率の推移



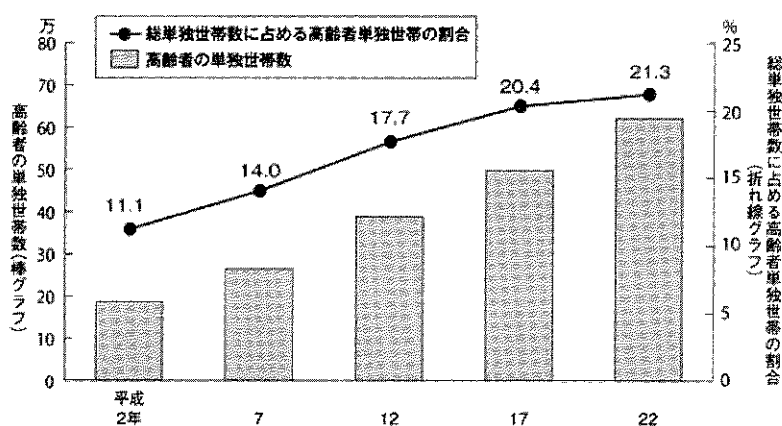
年齢構造指数等の推移



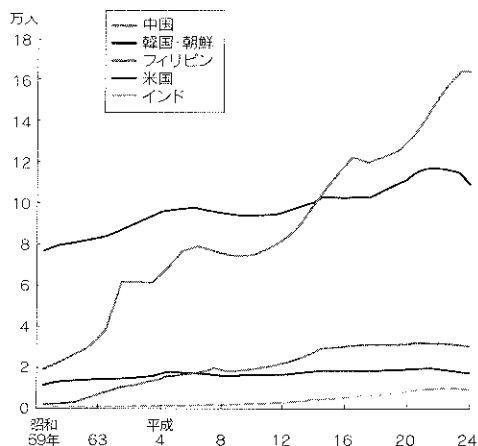
年齢区分別人口の推移



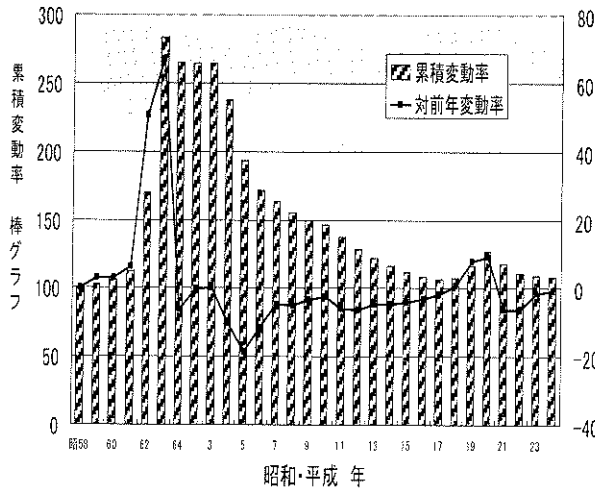
高齢者(65歳以上)の単独世帯数と総単独世帯数に占める高齢者単独世帯の割合の推移



国籍別外国人の割合

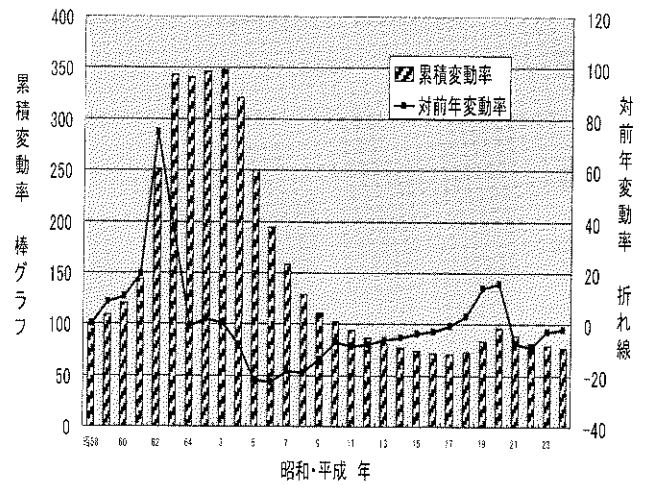


東京都公示地価の推移(住宅地 各年1月1日付)



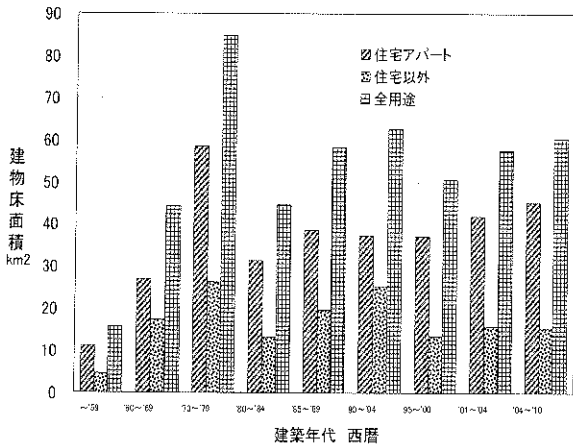
資料 東京都「土地関係資料集」

東京都公示地価の推移(商業地 各年1月1日付)



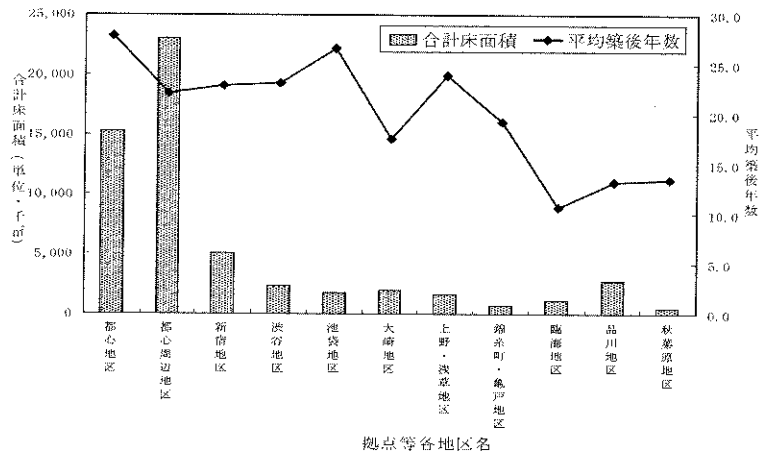
資料 東京都「土地関係資料集」

年代別床面積(平成23年1月)



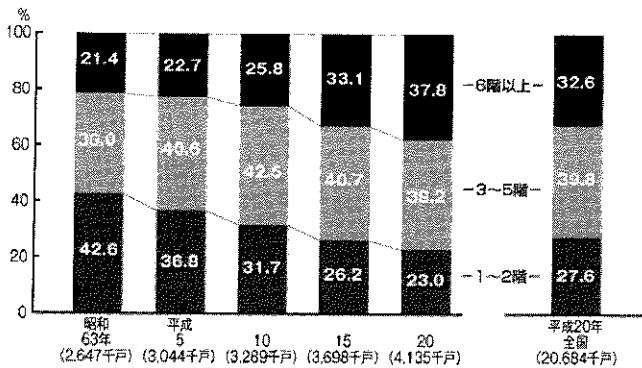
資料 東京都「土地関係資料集」

事務所 合計床面積・平均築後年数(地区周辺別)



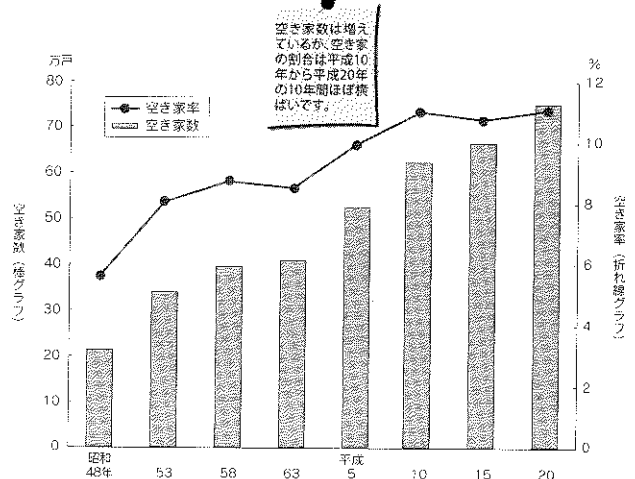
資料 東京都「土地関係資料集」

階数別共同住宅数の割合の推移



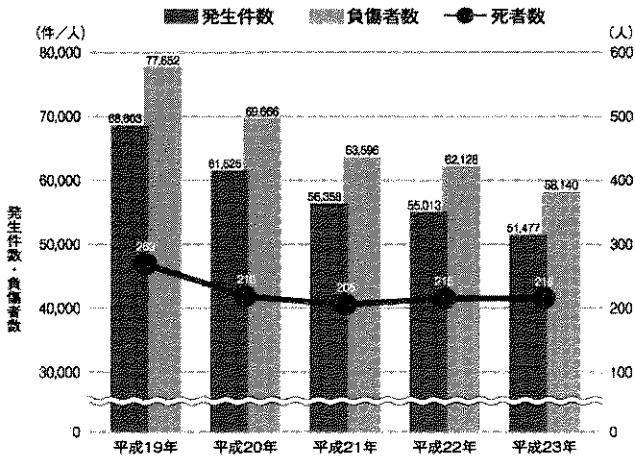
資料「暮らしととうけい2013」

空き家数と空き家率の推移



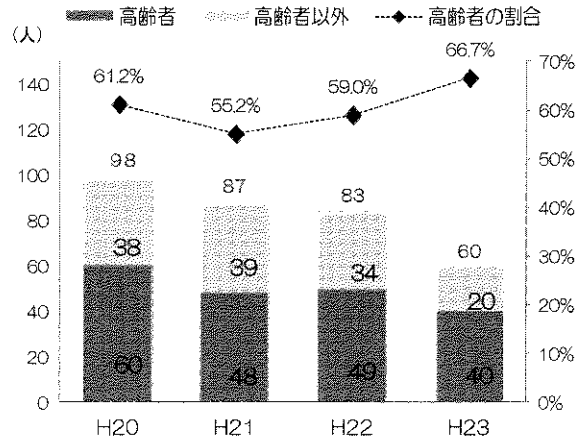
資料 総務省統計局「住宅・土地統計調査」

交通事故発生件数、死者数、負傷者数の推移



資料 警視庁「警視庁の統計」

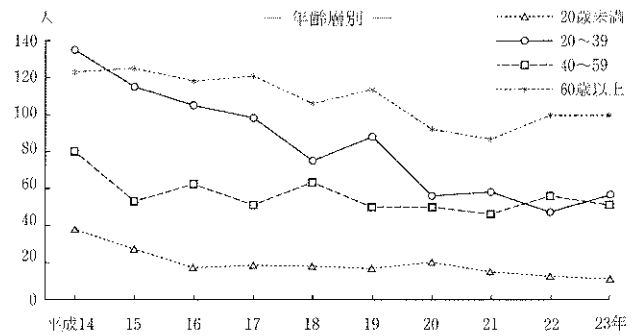
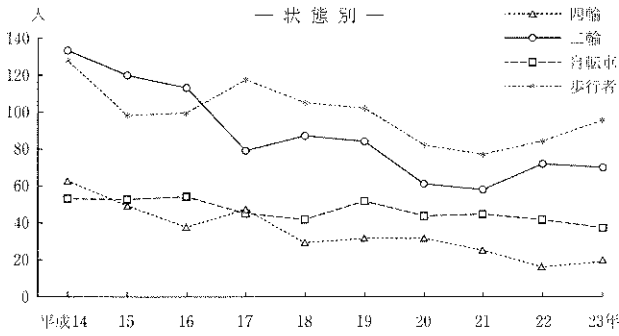
住宅火災における高齢者の死者発生数の推移



4

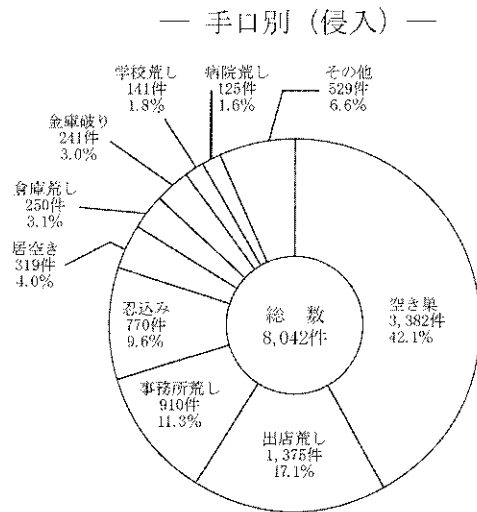
まちづくり政策

交通事故死者数の推移

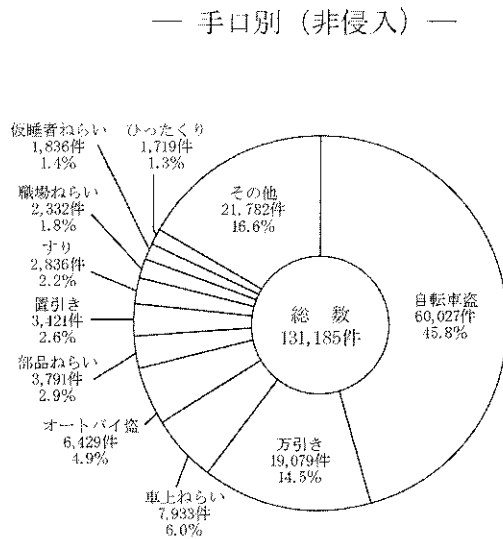


資料 警視庁「警視庁の統計」

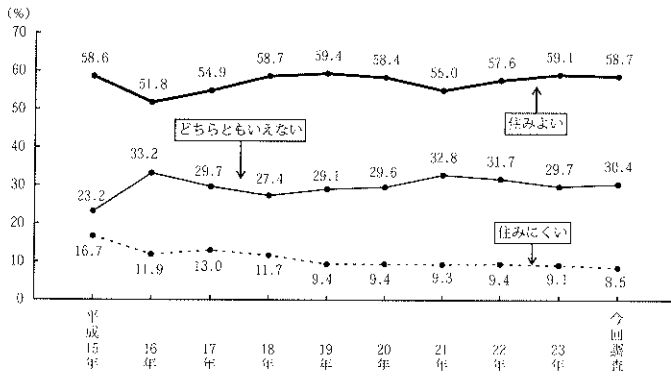
窃盗の認知状況(手口別及び時間帯別)(平成23年)



資料 警視庁

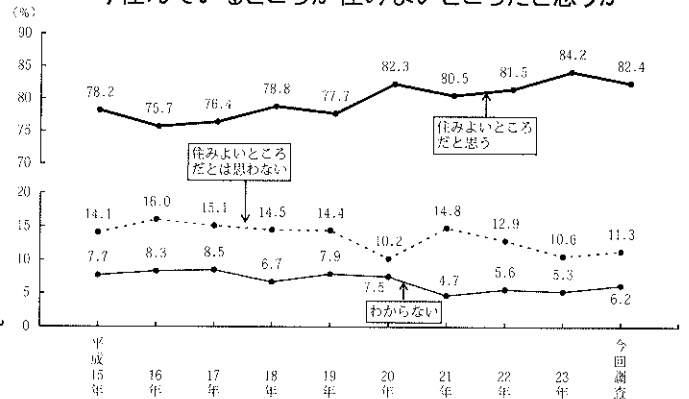


東京の住みよさ 東京は全般的にみて、住みよいところだと思うか



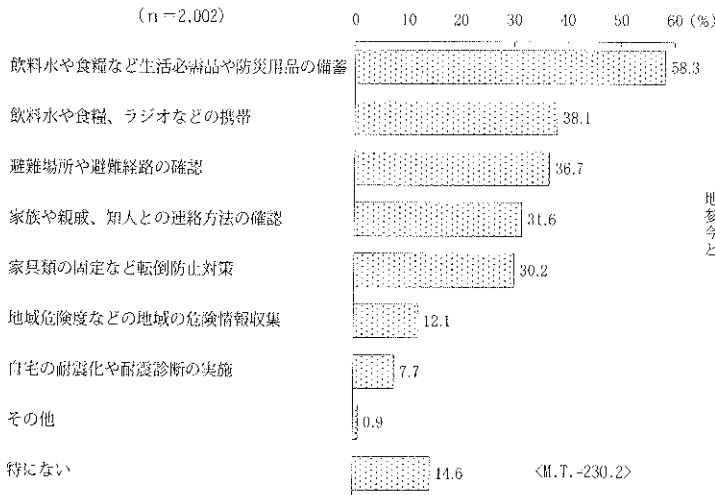
資料「都民生活に関する世論調査」

地域の住みよさ 今住んでいるところが住みよいところだと思うか



震災への備え

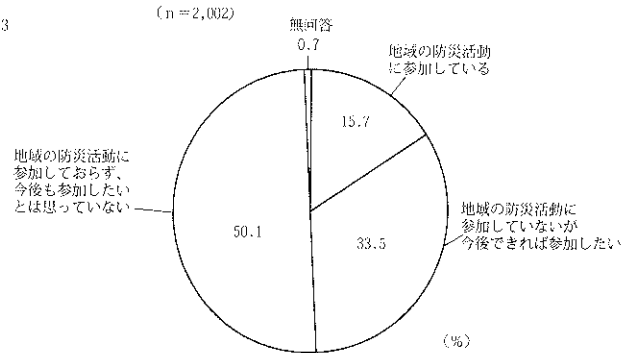
(n=2,002)



資料「都民生活に関する世論調査」

防災活動への参加状況

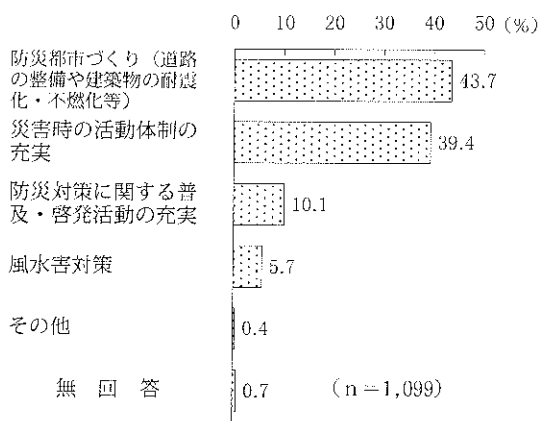
(n=2,002)



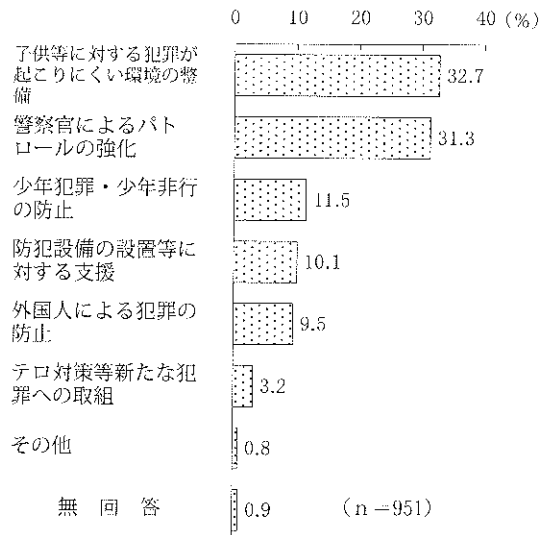
具体的な要望施策

力を入れてほしい分野の具体的内容

防災対策



治安対策

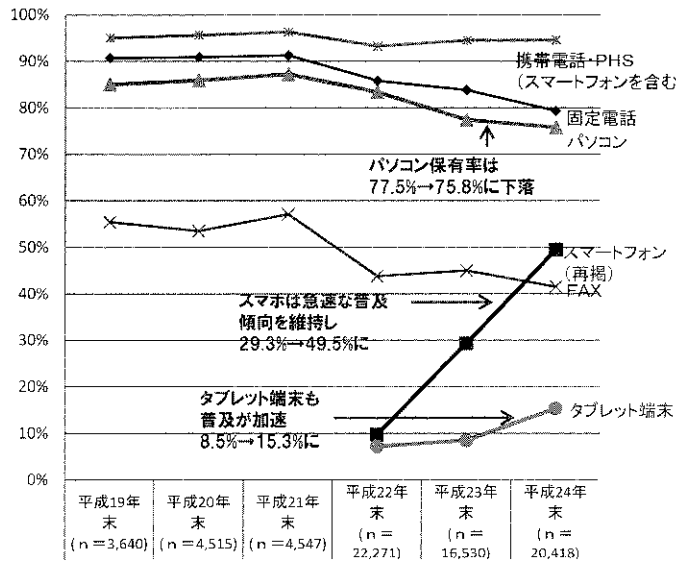


資料「都民生活に関する世論調査」

4
まちづくり政策

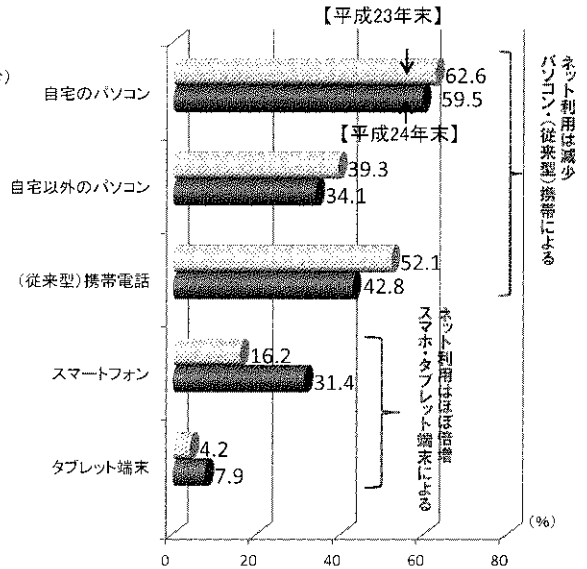
主要情報通信機器の普及状況

主な情報通信機器の世帯保有状況 (平成19年～平成24年)



資料 総務省「通信利用動向調査」

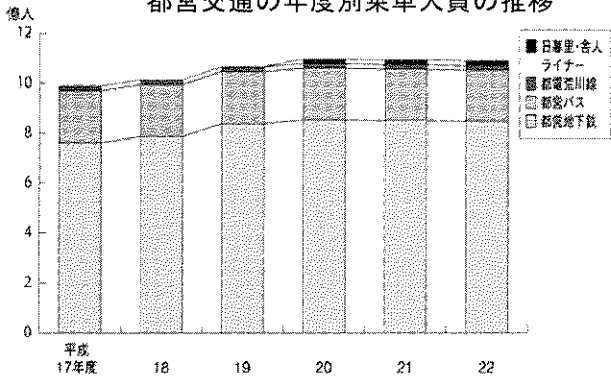
端末別インターネット利用(人口普及率)



4

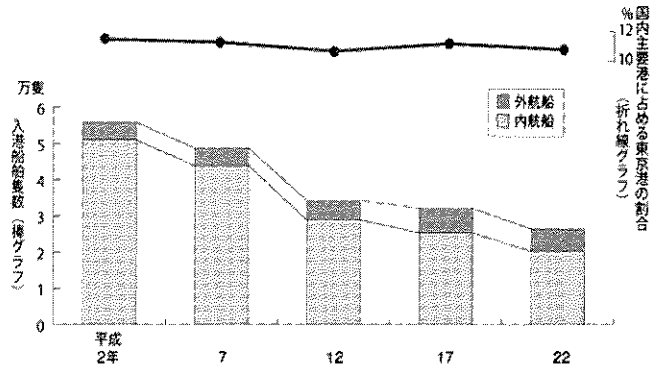
まちづくり政策

都営交通の年度別乗車人員の推移

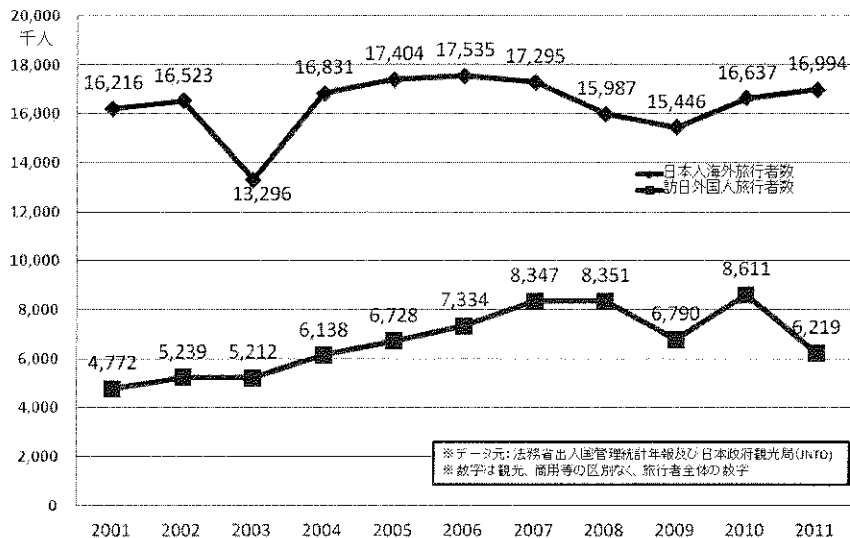


注) 日暮里・舎人ライナー：平成20年3月30日開業
資料 都交通局「運輸統計年報」

東京港入港船舶隻数の推移



訪日外国人旅行者数及び日本人海外旅行者数の推移



資料 観光庁国際交流推進課